

あそ野学園義務教育学校 スクールバス運行業務委託 仕様書

1. 委託業務名 あそ野学園義務教育学校 スクールバス運行業務委託
2. 業務内容 あそ野学園義務教育学校の児童・生徒のうち、遠距離通学となる児童・生徒の送迎業務
3. 運行形態
 - (1) 当該業務は道路運送法第43条に規定する「特定旅客自動車運送事業」で行うこととし、運行に使用する車両(以下、「使用車両」という。)は、受託者の所有する特定旅客自動車運送事業として許可を受けた車両(新車)11台とする。
 - (2) 使用車両は別紙のルートごとに、当該ルートの乗車人数に合わせたものとする。なお、事故などによる使用車両の修繕費及び当該修繕に伴う代替車両等の諸費については受託者の負担とする。また、補助席を含め、利用児童生徒が全員着座にてシートベルトを利用し、運行できる車両を使用することとし、マグネット等で前後左右面に当該スクールバスと認識できるようにすること
 - (3) 使用車両の保管場所は、受託者において確保する。
4. 業務委託期間 委託期間は契約の日から平成39年3月31日までとし、履行期間は平成32年4月1日から平成39年3月31日までの7年間(84か月)とする。
ただし、契約の日から平成32年3月31日までは履行準備期間とする。
5. 運行路線 全5路線
 - ①飛駒・下彦間コース
 - ②閑馬・山形・戸奈良コース
 - ③山形・戸奈良南回りコース
 - ④野上コース
 - ⑤船越農免道路コース
6. 運行日
 - ・小中学校の授業実施日に運行
 - ・部活動、プール利用等で使用する場合、土日祝日、長期休業中も運行

【運行日数】

年間 240日
(うち土日祝日、長期休業中の運行は年間 40日程度)

7. 便数、運行ルート、距離等

- ・登校時は全路線が始業前に学校に到着するよう運行を行う。
- ・下校時はそれぞれの学年の下校時間に合わせバスを運行するが、乗車人数等を勘案し、隣接する運行ルートを合わせての運行も想定する。また、学校を発車する時刻は、季節や曜日、学校行事により異なるが、3回程度に分けて設定を行う予定である。

① 飛駒・下彦間コース 3本

- 登校時(各1便) ・飛駒車庫～保良～あそ野学園(1号車:44名乗車予定)片道距離:17km
- ・保良～中木戸～あそ野学園(2号車:44名乗車予定)片道距離:15km
- ・小野久保～下宿～あそ野学園(3号車:44名乗車予定)片道距離:12km

② 閑馬・山形・戸奈良コース 4本

- 登校時(各1便) ・閑馬車庫～閑馬小前下～あそ野学園(4号車:44名乗車予定)
片道距離:11km
- ・遠原～旧農協前～あそ野学園(5号車:44名乗車予定)片道距離:8km
- ・八剣神社前～山東公民館前～あそ野学園(6号車:44名乗車予定)
片道距離:6km
- ・戸奈良地区コミュニティセンター前～あそ野学園(7号車:44名乗車予定)
片道距離 2.5km

③ 山形・戸奈良南回りコース 1本

- 登校時(1便) ・消防小屋前～産業団地～あそ野学園(8号車:44名乗車予定)
片道距離:7km

④ 野上コース 2本

- 登校時(各1便) ・作原車庫～エルモア入口～あそ野学園(9号車:44名乗車予定)
片道距離:17km
- ・三好小～あそ野学園(10号車:44名乗車予定)片道距離:2.5km

⑤ 船越農免道路コース 1本

- 登校時(1便) ・農村公園前～三好小～あそ野学園(11号車:44名乗車予定)
片道距離:8km

8. 委託業務の基本方針

- ・児童・生徒の安全確保を最優先とし、送迎業務を確実に行うこと
- ・佐野市の信用を失墜するような行為はしないこと
- ・道路交通法等の関係法規・規程を遵守し、輸送の安全に努めること
- ・教育委員会担当課及び学校長と連携し、円滑な運行に努めること

9. 緊急時の対応について

- ・万が一事故が発生した場合は、児童・生徒の安全確保を最優先し、警察に届けるほか、関係諸機関へ緊急連絡する等、受託者が責任を持って対応にあたること
- ・自然災害等が発生またはその恐れがある場合は、教育委員会担当課及び学校長と協議の上、対応を決めること

10. 責任者

- ・道路運送法第23条の2の規定により運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理の責任者を選任し、これを市に報告すること
- ・道路運送車両法第50条第1項の規定により整備管理者を選任し、これを市に報告すること

11. 安全・危機管理体制の整備

- ・受託者は本業務に際して、児童・生徒に対して通学の便益と安全を提供するため事前に運転者を教育及び指導し、並びに危機管理に備えた体制を整えた上で運行（運行業務委託）を開始することとし、輸送の安全及び交通事故防止に努め、非常時（異常時）には速やかに教育委員会担当課及び学校長に連絡するとともに迅速かつ適切な対応をとるものとする。

12. 運転手

- ・運転手は大型二種免許を有する、実務経験のある自社の社員とする。
- ・運転手は心身ともに健康な者とする。

13. 試験運行

- ・受託者は、教育委員会担当課及び該当校の学校長と協議の上、学校始業日までに試験運行を行うこととし、試験運行にかかる費用は受託者の負担とする。また、受託者は契約締結後、早急に、試験運転の日程、内容等を教育委員会担当課と協議できる体制を整えることとする。

14. 任意保険の加入

- ・下記条件を満たす任意保険に必ず加入し、保険契約締結後、保険契約証の写しを佐野市に提出すること
 - ・対人保険:無制限
 - ・対物保険:5,000万円以上
 - ・搭乗者傷害及び車両保険:適宜

15. 委託業務の内容

市が負担する費用は、本業務委託料とする。本業務委託料に含む主な費用は次のとおりとする。

(1) 運転業務に関すること

- ・運転手、運行管理者、整備管理者等の人件費

(2) 運行管理に関すること(予備車も含む)

- ・車両費(車両償却費・自動車税・自動車取得税・自動車重量税等)

- ・ 燃料、油脂類、消耗品費その他運行管理に関する経費
- ・ スクールバス運行に関する許認可・届出等公的手続に係る経費
- (3) 整備管理に関すること(予備車も含む)
 - ・ 車検及び法定点検の費用並びに車両の整備費、諸税
 - ・ 日常の維持管理及び修繕に係る経費
- (4) 事故があった場合の処理に関すること
 - ・ 緊急時等の代替車両に係る経費
 - ・ 事故が発生した際の発生から解決までの対応経費及び修繕費
- (5) 車両・車庫の清掃業務に関すること
 - ・ 車両の清掃については毎日とする。
 - ・ 車両の洗車については、基本毎日(荒天日を除く)とする。
 - ・ 車体ワックスについては、事業者の判断とする。
- (6) その他バス運行に必要な業務
 - ・ 事務所の光熱水費等の維持管理費

16. 委託料の支払

- ・ 毎月の支払いとする。

17. その他

- ・ 受託者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。本仕様書に記載のない事項については本業務の円滑な遂行のため、発注者と受託者が協議し、定める。
- ・ 運転業務日誌を作成し、1か月分をまとめて翌月20日までに提出(報告)すること
- ・ 車検及び法定点検終了後には点検整備結果を提出すること
- ・ 緊急事故等における連絡体制、事故処理体制、及び責任者を明確にしておくこと
- ・ 乗降中注意灯(室外タイプ)及びドライブレコーダー(車外)を設置すること
- ・ 乗車予定人数に運転手は含めないものとする
- ・ 児童・生徒が全員下車した後は忘れ物等がないかを確認し、発見した際にはただちに学校に報告すること
- ・ 乗降時には乗車証などにより人員確認を行うこと
- ・ 登下校時の便数は増減することがある。また、乗降するバス停やコースについても若干の変更が生じることがある。運行時間も含め、詳細が決定するのは平成31年の秋以降となる。